

令和5年度 大分県最低賃金審議会専門部会

- 1 日時 令和5年7月27日（木）午後1時30分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員（敬称略）
公益代表：井田 雅貴、田中 朋子、松隈 久昭
労働者代表：鹿嶋 秀和、藤本 雅史
使用者代表：大塚 浩、神 昭雄、藤野 久信
- 4 事務局
大分労働局：齊藤 労働基準部長、金田 賃金室長
田口 賃金室長補佐
- 5 議題
 - （1）委員の任命について
 - （2）部会長・同代理の選出について
 - （3）大分地方最低賃金審議会
大分県最低賃金専門部会運営規程について
 - （4）今後の審議の進め方について
 - （5）参考人意見聴取について
 - （6）その他

6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠に有難うございます。

はじめに、定足数のご報告をさせていただきます。

本日は、稲福委員から欠席のご連絡をいただいております。

このため、本専門部会には8名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項及び第6条第6項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

賃金室長

議事に入ります前に、中央最低賃金審議会目安小委員会の報告をさせ

ていただきます。

現在、目安額の審議が行われており、昨日、第4回の目安審議が開催されましたが意見の結審ができずに、明日10時から第5回の目安小委員会が予定されており、早ければ明日、答申が行われることとなっています。答申の内容につきましては随時皆様にご報告させていただきます。

それでは、ただ今から大分県最低賃金専門部会を開催させていただきます。

本日は、専門部会委員任命後、最初の部会開催となりますので、部会長と部会長代理をお決めいただくまで、事務局で議事を進行させていただきます。

それでは、議題1「委員の任命について」に入らせていただきます。

専門部会委員の任期は、最低賃金審議会令第6条第7項の規定により、専門部会の任務を終了するまでの間となっております。

人事異動通知書を皆様の机の上に置かせていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

それでは、お手元の資料No.1、1ページ「大分県最低賃金専門部会委員名簿」をご覧ください。

今年の専門部会委員は、皆様本審委員でございますので、改めてのご紹介は省略させていただきます。

本年度専門部会委員として初めて審議に参加いただきますのは、公益代表委員の田中朋子委員と使用者代表委員の大塚 浩委員でございます。

委員の皆様方には、今後、当専門部会で集中した審議をお願いすることになります但よろしくお願いいたします。

賃金室長

それでは、議題2「部会長・同代理の選出について」に入ります。

専門部会の部会長と部会長代理の選出をお願いいたします。

部会長と部会長代理は、最低賃金法第25条第4項の規定により、公益委員の中から選出していただくこととなっております。

なお、専門部会の部会長代理の人数につきましては、特に規定されてお
りませんが、例年、2名の選任をいただいておりますので、本日、委員の
方々の御了承が得られれば、部会長代理を2名選任いただきたいと考
えています。

いかがでしょうか。

【異議なしの声】

賃金室長

皆様の御了承をいただきましたので、部会長代理を2名選任いたしま
す。

それでは、部会長及び部会長代理の選出に入らせていただきますが、
事前に公益委員の皆様で協議をいただいておりますのでその内容をご報告さ
せていただきます。

公益委員で協議いただきました結果、部会長に井田委員を、部会長代
理に松隈委員と田中委員をお願いしたいとの結論となっております。井
田委員に部会長を、松隈委員と田中委員に部会長代理をお願いすること
について労使代表委員の皆様いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

賃金室長

御異議がないようですので、部会長は井田委員に、部会長代理は松隈
委員と田中委員をお願いすることといたします。

それでは、井田部会長にはご挨拶をいただきますとともに、今後の議
事進行をお願いいたします。

部会長

部会長の井田です。皆様のご意見をいただきながら円滑な審議を目指
していきたいと思っております。ご協力をお願いいたします。

それでは、議題3「専門部会運営規程について」に入ります。

本日は、第1回目の専門部会ですので、まずは、専門部会の運営に関
する規程について確認を行いたいと思っております。

専門部会の運営規程について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

資料No. 2、3ページの「大分県最低賃金専門部会運営規程」の概要の説明をさせていただきます。

この運営規程は、専門部会を運営するにあたり、その取扱いを定めたものでございますが、基本的には本審の審議会運営規程と同内容の規定となっております。第2条に「会議の招集」、第4条に「委員の欠席」に関する事、第6条に「会議の公開」に関する事、第7条に「議事録の作成」に関する事等が規定されております。相違がありますのは、第3条で、審議会運営規程が「小委員会の設置規定」を定めているのに対し、専門部会運営規程では、「実地調査と参考人意見聴取」の規定を置いております。

本年度、事務局からの改正提案はございません。

以上でございます。

部会長

本専門部会運営規程について、何か御質問、御意見等はありませんか。

【意見等なし】

部会長

それでは、本専門部会は、この運営規程に基づき運営することとします。

部会長

次に、議題4「今後の審議の進め方について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

まず、今後の審議日程の確認をさせていただきます。

資料No. 3、7ページが「令和5年度大分地方最低賃金審議会の審議日

程」として審議会の全体日程、資料No. 4、9 ページが地域最低賃金に係る抜粋版でございます。

資料No. 4 をご覧ください。

中央最低賃金審議会の目安答申は、7月下旬が予定されておりますので、その目安伝達を8月1日（火）午後1時30分からの本審にてさせていただきます。

専門部会での金額審議につきましては、8月1日（火）本審終了後に第1回目を行っていただき、第2回目を8月3日（木）午前10時から、第3回目を8月7日（月）午前10時から行っていただく日程となっております。

また、2日から10日までの間の平日を金額審議の予備日とさせていただきます。

金額審議の日程につきましては、その審議の状況により変更となる可能性がございますが、委員の皆様には、日程の確保等よろしくお願いいたします。

専門部会において審議が終結となりましたら、その日に本審を開催し答申をいただきます。本審の開始時刻は、専門部会委員以外の本審委員にご参集いただく時間等を考慮し、午後4時00分を開催時刻としております。

部会長

審議日程についてご意見、質問等ありませんか。

【意見等なし】

部会長

それでは、この日程で本年度の大分県最低賃金の改正審議を進めていくこととします。

部会長

事務局は続けて説明をしてください。

賃金室長

次に専門部会の金額審議における公開についてでございます。

大分では現在、専門部会の金額審議につきましては、全面非公開との取り扱いとなっております。非公開とする理由につきましては、運営規程第6条の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等が適用されているところです。

このような中、7/4の本審で中央最低賃金審議会 全体協議会報告の説明をさせていただきましたが、中央審議会の目安に関する小委員会（地方審議会での専門部会にあたるもの）での公開の取扱いは、昨年まで全面的に非公開とされていたところですが、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、本年度から「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開とする。（公労会議、公使会議の2者会議は非公開）」となったところです。

つきましては、本専門部会の金額審議における今後の取扱いについてご検討していただきたいと思います。

以上でございます。

部会長

会議の公開については、専門部会運営規程第6条に「原則は公開」であることと「部会長が非公開にできる」ことが規定されていますので、私から提案させていただきたいと思います。

本専門部会の金額審議における今後の公開につきましては、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、中央審議会の目安小委員会の取り扱いと同じく、

「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開とする。公労会議、公使会議の2者会議については、運営規程第6条の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等を適用し非公開とする。」という取扱いとするのがよいのではないかと考えるところです。

部会長

この取扱いでいかがですか。何か意見ありませんか。

大塚委員

審議の公開という世の中の流れですけれども、審議する内容によっては、率直な意見交換というのが阻害されないためにはどこまで公開すべきなのかということが非常に大事なところだと思います。明確な線引きがあるわけではないでしょうから、より慎重に議論すべきだと思います。

中央最低賃金審議会の公開の在り方も参考にすべきとも思いますが、私は各地方最低賃金審議会の状況というのも参考にしながら、より慎重に行っていくべきだということを申し上げたいと思います。

部会長

事務局の方で説明をお願いします。

事務局

この取扱いにつきましては、今年度からご検討いただくということでございまして、各労働局でも、どうするか審議会の場でご検討されている、又は、これからどうするか検討されるところです。このため、他の各局の状況は分からないところがございますけれども、先ほど部会長がおっしゃったように中央最低賃金審議会の目安小委員会と同じような取扱いをすることが多いのではないかと思います。ただ、すみませんが、他局においても、まさに今検討されているところであり確認してみないとわからないところがございます。

大塚委員

他局の状況を踏まえた上で議論を行うというわけにはいかないですか。

事務局

公開の取扱いをどのようにするのがよいのかはこの部会でご議論いただき決めていただければ、というふうに事務局としては考えているところでございます。

神委員

私の所属する中央会では、各県ごとの話を聞くかぎり大半は公開です。いくつかの県は、公開にするとなかなか率直な意見が出しづらいので、という懸念を示していましたが、大半は公開だという印象を私は受けています。公労と公使のそれぞれ二者間の協議を私も去年経験して、そこである程度金額について詳細な話が出ますが、それを踏まえて三者協議で話をするときにはそこまで詳細な話が出なかったと思いますし、労使も実情を話すとか、なぜそういう主張をするかということは、私は別に誰に聞かれても問題ないことだと思うので、公開はやむなし、と私は思います。

大塚委員

今まで非公開だったんですね。それを今年度から公開でやろうかということですが、これまではいわゆる非公開の理由があったということだと思うんですが、今回それを大きく変えるということですね。

事務局

これまでは全面的に非公開でしたが、今回から三者が集まって議論される場合は公開としてはどうかという部会長のご提案であり、これまでと取扱いが変わることとなりますが、取扱いをどうするかは事務局で決められませんので、部会委員の皆さままでご議論いただき決めていただきたいと思います。

部会長

先ほどの神委員のお話だと、三者は公開にして二者は非公開というのは私の提案でよいということでしょうか。わかりました。

藤本委員

先ほど神委員からお話いただいたようなことを、私も納得しているところです。ただ、他県の状況をみて、大分だけ公開をしていないとか公開しているとかいうことであれば、少し考えないといけないかな、という状況があると思いますが、大半の県は公開、非公開ということであれ

ば、それにしたがっていけばいいと思います。特に三者ではない場合は公開でしないのがいいと思っています。

神委員

全国の状況や九州各県の状況を電話で聞くことはできませんか。おそらく九州各県も始まっているので公開は決まっていますよね。

事務局

第1回目の専門部会の開催が、大分は他局と比べ早いほうだと思われるところです。ですから、次回8月1日に2回目の専門部会を開催させていただきますので、それまでに事務局で他局の状況を確認し、改めて協議いただくというのもよろしいかと思えます。

大塚委員

暫定的に1年間は公開ということにして、そうすると来年度に向けて問題があったのかないのかという状況が分かって来年度正式に決めるというやり方もできるのではないのでしょうか。

神委員

おそらく今年1年公開で試行的にやってみて、問題があるから、来年やっぱり非公開に戻すというのはできないと思います。後戻りはきっとできないでしょう。

事務局

おそらく九州各県も、他県の状況を踏まえるような取扱いをするところが多いというふうには思われますが、確認をするお時間をいただきたいと思えます。

藤野委員

先ほどの事務局の説明で、公開しない場合は公開しない理由が求められるということですが、確かにそうです。本来公開原則ということであれば、先ほど神委員の状況の説明で大幅に公開の方向で動いているのであれば、私もこの専門部会に何度か出て三者で協議をするときは、二者

協議ほど詳細な話ではないので、そういうことから考えると今日の段階では一応、三者のときは公開、二者のときは非公開という方針を立てておいて、事務局の方で九州だけの状況を聞いていただいて、仮に大分以外は全部非公開だったというような状況になればそれは困りますが、1県、2県が非公開とかであっても、大半が公開であれば公開の方向でよいと思います。今日の段階では一応そういう方向性ぐらいは決めてもいいんじゃないかなと思います。

部会長

今問題になっているのは、公労使三者が集まって議論を行うことについて、公開か非公開というところですが、話を聞いている限り、三者協議に関しては公開でもよいのではないかと、という意見がございます。そこで、ここの審議におきましては、基本的に、条件付き賛成といいたいでしょうか、今後各県の状況が三者会議についても非公開が多数であれば、それはあらためて三者会議についても非公開という形で議論を進めさせていただきたいと思いますが、こういう形で今回はよろしいでしょうか

大塚委員

はい。ご提案のとおり、非常に慎重にやるべきだと思うんです。今年の賃上げ状況を見ますと、やっぱり大幅な賃上げに対して私使用者の委員としては、今まで通りの審議で果たしてその通りにいくのかどうか、三者の場であっても紛糾するというようなことも想定されますので、私としては審議会の公開の取扱いについては慎重にやっていただきたいということです。あとは部会長にお任せします。

田中委員

先ほど、中央の審議会で公開になって各県でも、というお話でいただいたと思うんですけど、そもそも中央の方で、なぜ非公開から公開に変わったかというところの理由を説明いただいて、その理由が皆さん納得できるものかどうかを検討してはどうでしょうか。各県の状況とかも大事だと思うんですけど、まず、なぜ今回非公開から公開になったかというところが知りたいんです。

事務局

はい、先ほど賃金室長の方から説明させていただきましたが、これまでの中央最低賃金審議会の目安小委員会もこれまで全面非公開で運営されておりましたが、目安がどういうふうに決めているかというところが国民の目から分からないという声があり、そのため、目安の審議の透明性の確保を図るという観点から中央最低賃金審議会全員協議会の場で議論が行われたわけでございます。その結果、透明性の確保の観点で三者が集まって議論する場は公開する、目安の審議の場でも公労、公使との二者会議があると聞いておりますけれども、その公労会議、公使会議の場合については率直な意見交換を阻害してしまうおそれがあり、そこまでは公開をすべきではないということで、今回このような決定となったと聞いております。

田中委員

そうすると、中央の目安審議の場においては国民に対して、そういう目安の決め方をある程度公開すべきだという理由からだったわけですね。だから今回この大分県で改正審議をするときにも大分県民に対して金額の決め方を公開するべきであるか、中央の趣旨と大分県では事情が異なるものがあるのか、あるいはそのまま踏襲するのかと、そういった論点で検討するというところでよいかなと思います。

事務局

ご提案のとおり、今後、目安を参考に県内の経済・雇用の情勢などを踏まえ、大分県最低賃金の改定額のご審議をいただきますが、これまで金額審議の方も全面非公開で開催されておりますけれども、今後、金額審議の過程を県民の方等にどこまで公開できるかというところをご検討していただくということでございます。

部会長

それでは、議題4の今後の審議の方法につきましては、いわゆる二者協議のところは非公開ということです。三者協議につきましては、基本は中央の流れも踏まえて三者協議については公開とします。ただし、条件として、九州の他の地域において非公開が多数ということであればあ

らためて検討しようと思います。

部会長

議題5の「参考人意見聴取」について入ります。

この議題について、まず事務局から説明をお願いします。

賃金室長

7月4日の本審での御審議により、参考人意見聴取については、今後は必要性に応じて実施する。また、最低賃金法第25条第5項の規定により意見書が提出された場合で、意見を述べたい意向が示された場合には、原則として参考人として意見聴取を行う、とされたとこととでございます。

資料No.5、11ページをご覧ください。

本年度は、大分県労働組合総連合及び同女性部から意見書が提出され、女性部から意見を述べたいとの意向が示されたことから、本日の専門部会に女性部長の^{かわの}河野様に出席していただき意見を伺うことになっております。

意見聴取時間は、質問等含めておおむね15分を予定しています。

大分県労働組合総連合及び同女性部からの意見書の写しを添付しております。大分県労働組合総連合からの参考人意見聴取はありませんので事務局から意見書の内容を説明させていただきます。

資料としましてはクリップ止めにしております資料で、1つは意見書、もう一つは意見書に記載のグラフ等文字がつぶれておりましたのでグラフ等のみ別にしたものでございます。

意見書の標題としましては、最低賃金の「全国一律制」と「1500円以上」の実現を申し入れるものでございます。

1項目目は、最低賃金の全国一律制についてで、全労連の「最低生計費試算調査」により、最低生計費を月額24万円、時給額1500円以上が必要であるとの意見でございます。

2項目目は、2ページ後段ですが、「地域間格差をなくすべき」とし、2022年には、東京都とDランク県では219円の格差があり、その格差が若者の都市部への流出、地方の高齢化と過疎化等を招き、地方の経済が疲

弊する原因となっているとの意見でございます。

3項目目は4ページ中段で、海外比較により最低賃金を上げるべきであるとの意見でございます。

4項目目は4ページ後段で、最低賃金の引き上げを行うためには、中小企業に対する支援策の抜本的な強化が求められるとの意見でございます。

最後にとして、6ページ最終項で、大分地方最低賃金審議会に対し、積極的な最低賃金の引き上げと地域間格差解消を求める旨の答申を求める意見となっております。

以上でございます。

部会長

ただ今の事務局の説明について、何か御質問等はありませんか。

【質問なし】

部会長

それでは、ただ今から参考人意見聴取に入ります。

事務局は、参考人である大分県労働組合総連合女性部長の^{かわの}河野様をお呼びください。

【参考人入室、着席】

部会長

本日は、大変お忙しい中、本専門部会においでいただき、ありがとうございます。

それでは早速ですが、御提出いただいています「意見書」を中心に御説明をお願いします。

参考人

こんにちは

大分県労働組合総連合女性部長の河野美紀と申します。

本日はお招きいただきましてありがとうございます。

このような場所で発言をするのは初めてのことで、とても緊張してお

ります。よろしくお願ひ申し上げます。

先日お送りさせていただきました2023年度改定に向けた意見書はお読みいただけたというふうに思いますが、周りの女性からの質問や女性の立場から資料をお送りさせていただきました。

賃金が上がらない状況でこの間の物価の高騰や公共料金等の値上げによって非常に影響を受けております。

これまでも生活をやりくりしながら過ごしてきましたけれども、やりくりの仕様がなくなってきた、買うのをやめるか、貯金を減らすか考えながらの生活をしております

たまご1パックのお値段を皆さんご存知でしょうか。

以前は120円のものが今では300円とか、牛乳などかなり高騰しておりますまして普通に買えないような状態になっているチラシを見ながら少しでも安いところにお買い物に行く、というような生活が続いております。

今までの生活ができない状況ではありますが、昨日の夕方のニュースをたまたま見ておりましたが、シングルマザーの方で、食費を削りながら、家賃や公熱費、公共料金、物価の高騰で生活がとても苦しいというものでした。最低賃金が上がれば子どもも食べられるようになると切実に訴えていたシングルマザーの方の意見がとても心に染みました。

働いても働いても、わずかな収入しか得られず、貧するものはますます貧するという貧困の格差を大きくする状況になっています。

その中で、賃金は上がっていかない、変わらないというような状況になっております。

二年前に、最低生計費試算調査を私たち県労連の方で大分大学の先生を通じて行いました。都市部でも地方でも変わらないんですけれども、地方においても賃金の格差がかなりありますので、最低賃金のところを上げていただければなというふうに思っています。

同一労働同一賃金と言われますけども、男性と女性では初期の段階から賃金の格差は生じています。

女性からみると男性と同じように採用されても賃金が低く抑えられているんだと思っております。資料の平均賃金では、男性の年収550万円に対し、女性384万円で、1年間に160万円以上の差が生じております。

女性の平均は153万円ですこれでは自立して生活ができません。

女性はいまだ普段の社会では出産や子育てをしながら正規社員で働き

続けることが困難な状況にあり一旦正規社員をやめなければならない状況になる女性が少なくありません。

その後また働こうとしても、雇ってもらえないのです。

子どもや介護が必要な高齢者を支える女性は病気や学校行事など、やむを得ず、家族のために休みを取ろうと思ってもなかなか取れない状況にあります。休むと賃金に直接影響を受けますし、一緒に働いている人に迷惑をかけるから休みづらい、休みを簡単に取る環境はないというのは珍しいことではありません。

シングルマザーとして働いている人も少なくありません。ダブルワークやトリプルワークで働いている方も多く、女性は仕事だけでなく家に帰っても家事や食事の準備、子育てや介護等家庭の中でもずっと労働をされていてとても大変です。いつも時間に追われ気が休まることはありません。女性の家事労働の一生を約2億円の価値があるとした例もあります。

最低賃金の引き上げにより労働時間も短縮になり時間にゆとりができ家庭の中でもコミュニケーションが取れ会話が増えて家庭が円満になります。

最低賃金が上がっても130万円の壁と言われる所得控除の限度額の改善も必要があり、この限度額の部分が上がらないと十分に働けなくなるし生活に余裕がなくなりますから、労働に見合う賃金が得られるように制度を変えていくべきではないでしょうか。

生活にゆとりがないと家庭の中に不安が生じやすくなり犯罪等も起こりやすくなります。経済的にも安定することができれば生活と心や時間にゆとりができ犯罪も減少し、不安も解消されるかと思えます。

子育てや家庭などの悩みを一人で抱えている女性も、ゆっくりできればいろんな相談ができる環境にもつながります。

女性労働者は低い賃金で働いており特に女性労働者の賃金引上げは重要です。

女性の貧困克服とジェンダー推進のためには女性の経済的平等を確保することが必要です。

そのためにも最低賃金の大幅な引上げを実現していただくことを求めて意見とします。

以上です。

部会長

ありがとうございました。それでは、ここで各委員からの御質問を受けたいと思います。

ただ今の御説明に関し、何か御質問はありませんか。

【質疑なし】

部会長

それでは、大分県労働組合総連合女性部長の^{かわの}河野様からの意見聴取を終了します。御協力大変ありがとうございました。

それでは、ご退席をお願いいたします。

【参考人退室】

最後に、議題6「その他」に入ります。

これまでの審議事項以外に何か、この際検討しておくべきことはありませんか。

【意見集約、異議がないことを確認】

事務局から何かありますか。

賃金室長

特にございません。

部会長

それでは、以上で本日の専門部会を終了します。

本日の議事録の確認委員は、鹿嶋委員、^{こう}神委員にお願いします。

次回の専門部会の開催は8月1日（火）13：30からの本審終了後から当会議室で行います。お疲れ様でした。

確認委員

部 会 長 井田 雅貴

労働者側委員 鹿嶋 秀和

使用者側委員 神 昭雄